

平成 18 年度京都市職員採用試験の実施について

平成 18 年度京都市職員経験者(一般事務職)及び免許・資格職(看護師)採用試験を次のとおり実施します。

平成 18 年 10 月 24 日

京都市人事委員会
委員長 松井 珍男子

(以下別紙のとおり)

1 試験区分、採用予定者数及び職務内容及び採用予定日

職 種	採用予定者数	職務内容
一般事務職 (民間企業等職務経験者)	約25名	市役所、区役所、事業所等や交通局、上下水道局、教育委員会事務局等で一般行政事務に従事します。
看護師 (経験者)	約25名	市立病院、桃陽病院、身体障害者リハビリテーションセンター等で看護・助産業務(助産師資格を有している人)等に従事します。

- * 採用予定者数については、事業計画等により変更することがあります。
- * 採用予定日は、平成19年4月1日です。
- * 看護師では、市立病院等において変則(交替制)勤務となる場合もあります。

2 受験資格(いずれの職種も学歴は問いません。)

職 種	受験資格
一般事務職(民間企業等職務経験者)	次の(1)(2)(3)(4)の要件を満たす人
看護師(経験者)	次の(2)(3)(5)の要件を満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者(平成19年3月31日までにその資格を取得する見込みの人を含む。)
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者(平成19年3月31日までにその資格を取得する見込みの人を含む。)

(2) 次のいずれにも該当しない人

- ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 京都市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3) それぞれの職種の年齢等に該当する人

一般事務職(民間企業等職務経験者)	昭和47年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた人
看護師(経験者)	昭和42年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人

(4) 経験要件(一般事務職(民間企業等職務経験者))

民間企業等における職務経験が5年以上ある人(平成19年3月31日現在)

- * 「民間企業等における職務経験」には、会社員や団体職員、自営業者等として1年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、公務員、非常勤のアルバイト、パートタイマーとしての職務経験は該当しません。
- * 職務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- * 最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書や確定申告書(自営業者の場合)等を提出していただきます。

(5) 経験要件(看護師(経験者))

看護師免許取得後の医療機関等における看護又は助産業務の職務経験が3年以上ある人(平成19年3月31日現在)

- * 「看護師免許取得後の医療機関等における看護又は助産業務の職務経験」とは、病院、診療所、老人保健施設等において看護又は助産業務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。公的病院での職務経験は含みますが、非常勤のアルバイト、パートタイマーとしての職務経験は該当しません。

- * 職務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- * 最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。
※ 上記の他、当該要件について質問があればお問い合わせください。

3 試験の方法及び内容

職 種	第1次試験(*1)			第2次試験		
	教養試験 (択一式)	小論文		口述試験	口述試験	その他
提案式小論文		経験小論文				
一般事務職 (民間企業等 職務経験者)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般知能分野及び一般知識分野(人文科学, 社会科学, 自然科学など) [30問全問解答] ●時事に関する問題 [10問全問解答] (2時間) <大学卒業程度> 	京都市政に対する提案を内容とする論文試験 1時間 〔600字以内〕	職務経験に関する内容を問う論文試験 〔1時間30分〕 〔1200字以内〕	プレゼンテーション面接 (*2)	集団討論(*3)及び個別面接	適性検査(*4)及び身体検査(*5)
看護師 (経験者)	/			/		個別面接

- (*1) 原則として、試験時間中の途中退室はできません。
 - (*2) 教養試験と経験小論文の一定点数以上の方が対象となります。内容は、民間企業等における職務経験を踏まえて、プレゼンテーションしていただくものです。
 - (*3) 8名程度がグループとなり、与えられた課題について討論し、グループとしての一定の結論を発表するものです。
 - (*4) 一般事務職の適性検査は第1次口述試験日に、看護師の適性検査は第1次試験日に行いますが、評価は第2次試験で行います。
 - (*5) 各自受検した身体検査票を提出していただきます。(詳細は第1次試験の合格者にお知らせします。)
- 一般事務職についての第1次試験の可否は、筆記試験(教養試験、経験小論文及び提案式小論文)と口述試験(プレゼンテーション面接)の成績により決定します。
 - 看護師についての第1次試験の可否は、経験小論文の成績により決定します。
 - いずれかの試験において、欠席又は棄権した場合には、それ以後の試験は受験できません。
 - 最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されません。
 - 教養試験の例題をインターネットの当人事務委員会事務局採用案内ホームページに掲載していますので、御参照ください。

4 試験日時及び合格発表

職種	第1次試験		第1次合格発表	第2次試験	最終合格発表	
一般事務職 (民間企業等 職務経験者)	12月17日(日) 【京都会場】 ・龍谷大学 (案内図参照) 【東京会場】 場所の詳細は、 ホームページ 及び受験票で お知らせします。	午前9時40分 ～午後4時30分	口述試験 (プレゼンテー ション面接) 1月13日(土) 又は14日(日)	1月19日(金) までに行いま す。	1月26日(金),27 日(土),28日(日) のいずれか指定 する日	2月初旬
看護師 (経験者)		午前9時40分 ～午後0時30分	/	12月28日(木) までに行いま す。	1月17日(水),18 日(木),19日(金) のいずれか指定 する日	1月下旬

- 一般事務職の第1次口述試験及び第2次試験、看護師の第2次試験の試験地は京都市です。
- 第1次口述試験対象者の発表は、対象者にのみ決定通知を送付します。
- 第1次試験合格発表は、合格者にのみ合格通知及び第2次試験案内を送付し、最終合格発表は、第2次試験受験者全員に合否を文書で通知します。
- 決定通知及び合格通知は、郵便事故などにより延着や不着となる場合もありますから、できるだけ市役所の掲示場（河原町御池北西角）で確認してください。市役所の掲示場へは発表の日から2週間掲示します。電話での合否の照会には応じられません。
- 当人事委員会事務局の採用案内ホームページでも、第1次口述試験対象者、第1次試験合格者及び最終合格者の受験番号を掲載します。(ホームページアドレス：6頁参照)
- 第1次試験不合格の場合には、第1次試験の得点の順位をお知らせしますので、希望の方は80円切手を貼ったあて先明記の長3号の封筒を第1次試験合格発表日後1箇月が経過する日までに提出してください。(申込み時に提出していただいても結構です。)

5 受験申込みの手続

※	申込手続	① 京都市職員採用試験受験申込書 必要事項を記入し、写真(脱帽、正面向き、上半身、タテ4cm、ヨコ3cmの最近3箇月以内に撮影したもの)をはって提出してください。 ② 返信用封筒(長3号) 第1次試験の受験票を送付するために使用しますので、あて先及び氏名を明記し、80円切手をはって提出してください。
	申込先	京都市人事委員会事務局任用課 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 京都三栄ビル6階
	申込期間	平成18年11月10日(金)から11月30日(木)まで なお、郵送による申込みは、申込期間中の消印のあるものに限り有効です。
	受付時間	午前8時50分～午後5時20分(土、日祝日は受け付けません。)
	受験票の交付	受験票は12月7日(木)に投函する予定です。 なお、試験の4日前までに受験票が到着しない場合には、京都市人事委員会事務局任用課へ照会してください。[電話(075)-213-2156]

- 上記①の書類は、受験案内等配布期間中、インターネットの当人事委員会事務局の採用案内ホームページからもダウンロードすることができます。
- ※ 申込書を郵送する場合には、封筒の表に「受験書類」と朱記し、必ず簡易書留で送付してください。
 - ※ 申込書に記載していただいた個人情報、採用試験及び採用事務の目的以外に使用することはありません。
 - ※ 提出された書類は返却いたしません。
 - ※ 試験当日に車いすを使用するなど受験に際して要望のある人は、申込みの際に、必ずその旨を申し出てください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職種等ごとに採用候補者名簿等（原則として1年間有効）に登載され、任命権者（市長、公営企業管理者交通局長、公営企業管理者上下水道局長、教育委員会）からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者はその中から採用者を決定します。なお、近年では、合格者は本人の辞退等を除いて全員採用されています。
- (2) 採用者決定後、任命権者の人事担当課から採用についての詳細が通知されます。
- (3) 最終合格者でも試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合は、合格を取り消します。
- (4) 採用予定日は、平成19年4月1日です。
- (5) 一般事務職について、日本国籍を有しない人で「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を取得見込みの人は、平成19年3月31日までにその取得ができない場合には採用されません。

7 給 与

一般事務職 (民間企業等職務経験者)	看護師 (経験者)
237,930 円	219,010 円

- この表は、平成18年4月1日現在の初任給（地域手当を含む。）について示したものです。ただし、看護師については、受験に必要な職歴（3年）に基づき、初任給に加算した額としています。
- 職歴に応じて、京都市職員としての経験年数に加算されることがあります。
- 扶養手当、通勤手当、住居手当、ボーナス（期末手当と勤勉手当の合計額）などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
- これらの給与は、民間企業従事者や国家公務員の給与水準などに基づいて変動することがあります。
- 勤務内容、勤務条件及び給与などは、任命権者によって異なる場合があります。

8 日本国籍を有しない人の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、京都市では、日本国籍を有しない人については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就いていただくこととしております。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

- (1) 「公権力の行使」に該当する業務
 - ① 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
 - ② 市民に対し一方的に義務や負担を課すこととなる業務
 - ③ 市民に対して強制力をもって執行する業務
 - ④ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）

≪「公権力の行使」に該当する業務の具体例≫

 - 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
 - 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
 - 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
 - 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令
- (2) 「公の意思形成への参画」に該当する職
京都市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当します。
- (3) 昇任についての考え方
日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

上記の詳細については、「京都市外国籍職員の任用に関する要綱」等に定められています。

9 試験問題例

択一式教養試験 一般事務職（民間企業等職務経験者）

[No. 1] 最近の日本の雇用事情に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 日本では、雇用者の労働時間が欧米諸国に比べ長かったことから、労働時間の短縮が図られてきた。しかし近年、不況による人員削減の影響などで中高年層を中心に労働時間が増加傾向にあり、欧米諸国との労働時間の格差は再び拡大している。
2. 若年者の採用状況が厳しい中、就業も就学もしていない若年無業者、いわゆるニートが増えている。ニートは失業者に含まれるため、25歳未満の若年層の完全失業率はニートの急増により悪化し、現在15%に迫っている。
3. 高齢者については、年金の受給年齢が65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、定年後に無収入期間が生じる者が出るのが問題となっている。このため、企業に対し定年の引上げや継続雇用などを義務付ける法律の制定が求められている。
4. 近年、パート、契約、派遣などの非正規雇用が増えている。こうした就業形態の多様化に対応して非正規雇用の雇用環境の整備が進んでいるが、製造業や医療業務への労働者の派遣は、ニーズはあるものの安全面などの問題から禁止されている。
5. 仕事と家庭の両立を支援するための環境整備が進められている。いわゆる育児・介護休業法の改正により、一定の場合に育児休業期間の延長が可能となり、また、有期雇用者も要件を満たせば育児・介護休業を取得できるようになった。

正答 5

[No. 2] 第二次世界大戦終了後から1960年代に至る時期の世界に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 大戦終了後、金本位制に代わってイギリスのポンドを基軸通貨とするブレトン・ウッズ体制が成立した。その後、アメリカ合衆国の強い経済力を反映して1960年代にはドルが基軸通貨となった。
2. ヨーロッパ諸国は、マーシャル・プランに基づき、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC）を結成し、1960年代後半に西ドイツとベネルクス3国が新たに加入してヨーロッパ共同体（EC）へ発展していった。
3. 中華人民共和国では、1950年代にソ連の影響下で文化大革命が起き国内が混乱したが、1960年代に入り米ソが接近すると、これに対抗して独自に大躍進政策を推進した結果、農業生産が伸びて農民の生活は向上した。
4. アジアでは、1960年代にアメリカ合衆国の支持を背景に「開発独裁」と総称される強権的政権が現れた。インドネシアのスハルト政権、フィリピンのマルコス政権、韓国の朴正熙政権がその例で、政府が経済活動に積極的に介入して工業化を推進した。
5. 米ソ間で終戦直後から激しい核開発競争が繰り広げられ、これに伴い両国の宇宙開発競争も激化した。アメリカ合衆国がまず史上初の人工衛星の打ち上げに成功し、続いてソ連は史上初の人間の月面着陸と帰還に成功した。

正答 4

10 試験会場

京都会場—龍谷大学（京都市伏見区深草塚本町67）

※東京会場については、ホームページ及び受験票でお知らせします。

（人事委員会事務局任用課）